



消費税増税②

消費税率増税実行まであと1年となりました。2019年10月1日より消費税が10%に増税されることが予定されております。あわせて消費税の軽減税率制度も開始されます。その際に帳簿や請求書等の記載方法も変更されていきます。前回に引き続き消費増税に伴う注意点の一つとして今回は軽減税率対策補助金をお話いたします。

(1) 軽減税率対策補助金の活用

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、軽減税率の対象となる商品を販売する事業者は複数税率対応レジの導入が必要になります。また、軽減税率対象商品を取り扱う事業者間の取引の発注と納品の際に使用する受発注システムの改修が必要になります。その際に軽減税率導入に伴う設備費用が生じます。そこで対応が必要となる中小企業と小規模事業者等に対しては国から複数税率対応レジの導入や受発注システム改修費用の一部を助成金として補助します。

軽減税率対策補助金の申請にはA型とB型の2つの申請類型があります。

A型は複数税率対応レジの導入に関するものです。B型は受発注システムの改修等支援に対する助成金となります。

A型は4種類あり下記のようなケースが補助金対象になります。

A-1型

複数税率対応のレジを新規導入する場合

A-2型

複数税率非対応のレジを対応するように改修する場合

A-3型

モバイルPOSレジシステム（タブレット、PC、スマートフォンを用いてレシートプリンター等附属機器と組み合わせてレジにする）を新規導入する場合

A-4型

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修又は導入する場合

いずれも補助額は、レジ1台当たり20万円を上限に、費用の2/3が補助されます。但し、3万円未満の機器については3/4となります。タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2になります。複数台数を申請する場合は1事業者当たり200万円が上限となります。補助金申請の方法は難しくなく、A-1、2、3型はメーカーや販売店による代理申請もできます。A-4型は専門性も高く原則代理申請（リースの場合はリース会社も共同申請）が必要となります。

B型は2種類あり下記のケースが補助金対象になります。

B-1型（受発注システム・指定事業者改修型）システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助金の対象とします。

B-1型につきましては専門知識を必要とするシステムの「改修・入替」のため、「指定事業者による代理申請制度」を導入します。中小企業・小規模事業者等に代わり、あらかじめ指定を受けたシステムベンダー等（指定事業者）が原則申請します。申請は2段階あります。まず改修・入替に着手する前の「交付申請」があります。次に、改修・入替が完了した後の「完了報告」が必要です。いずれも指定事業者が代理申請を行います。なおB-1型は交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。

B-2型（受発注システム・自己導入型）
B-2型は、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。

B型の補助上限額は、小売事業者等の発注システムの場合の補助上限額は1000万円です。卸売事業者等の受注システムの場合の補助上限額は150万円ですが、受注、発注両方の改修・入替が必要な場合に限り上限は1000万円となります。

改修・入替に係る補助率は費用の2/3となります。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助の対象とします。

（2）申請期限

2019年9月30日（翌日10月1日から増税開始）までに導入又は改修等が完了したものが支援対象となります。

A型及びB-2型は導入し支払い完了後に補助金の事後申請をします。2019年12月16日まで申請できます。

導入又は改修後にレジメーカー又はベンダーから対象製品証明書や改修証明書の発行を受けます。補助金を申請する際は証明書が必要になります。導入する際には事前に販売店等に確認するのがよい

でしょう。また軽減税率対策補助金のホームページよりお近くの代理申請が可能な協力店を検索することもできます。

指定事業者につきましても、指定事業者登録検索でご確認頂けます。B-1型は2019年6月28日までにあらかじめ交付申請を行います。そして2019年12月16日までに完了報告書を提出することになります。

2019年10月に増税に合わせて軽減税率がスタートすることから区分記載請求書の様式に対応することになります。その4年後の2023年からは適格請求書の導入も始まります。レジ購入検討の際は適格請求書の対応を見据えて導入するようにしてください。

最低賃金の改定

平成30年10月からの最低賃金が改定され上がりました。東京都については昨年度より27円アップして985円（29年度は958円）、神奈川県は983円（29年度は956円）となっております。その他の地域については以下の通りです。

最低賃金	平成30年	平成29年	上昇額	発効年月日
東京都	985	958	27	平成30年10月1日
神奈川県	983	956	27	平成30年10月1日
埼玉県	898	871	27	平成30年10月1日
千葉県	895	868	27	平成30年10月1日
栃木県	826	800	26	平成30年10月1日
茨城県	822	796	26	平成30年10月1日
群馬県	809	783	26	平成30年10月6日

全国平均は874円となりました。（平成29年度は848円）最も低い県は鹿児島県で最低賃金は761円となりました。最も高い東京都の最低賃金との差は224円となりました。

（担当 山本 修）